

令和 7 年

舞鶴市議会 6 月定例会議案

第 48 号議案～第 50 号議案(追加)

令和 7 年 6 月 16 日提出

提出議案一覧表

議案番号	件名	掲載頁
第 48 号 議 案	令和 7 年度 舞鶴市一般会計補正予算(第 3 号)	別冊
第 49 号 議 案	舞鶴市の特別職の職員で非常勤のもの の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する 条例制定について	1
第 50 号 議 案	財産の取得について(消防ポンプ自動車)	3

第 49 号議案

舞鶴市の特別職の職員で非常勤のもの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例制定について

舞鶴市の特別職の職員で非常勤のもの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例を次のように制定するものとする。

令和 7 年 6 月 16 日提出

舞鶴市長 鴨 田 秋 津

舞鶴市の特別職の職員で非常勤のもの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例

舞鶴市の特別職の職員で非常勤のもの報酬及び費用弁償に関する条例(昭和 31 年条例第 36 号)の一部を次のように改正する。

別表投票所の投票管理者の項中「12,800 円」を「14,500 円」に改め、同表投票所の投票立会人の項中「10,900 円」を「12,400 円」に改め、同表期日前投票所の投票管理者の項中「11,300 円」を「12,800 円」に改め、同表期日前投票所の投票立会人の項中「9,600 円」を「10,900 円」に改め、同表開票管理者の項中「10,800 円」を「12,200 円」に改め、同表開票立会人の項中「8,900 円」を「10,100 円」に改め、同表選挙長の項中「10,800 円」を「12,200 円」に改め、同表選挙立会人の項中「8,900 円」を「10,100 円」に改める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。

(適用区分)

- 2 この条例による改正後の別表投票所の投票管理者の項から選挙立会人の項までの規定は、この条例の施行の日(以下「施行日」という。)以後その期日を公示され、又は告示される選挙について適用し、施行日の前日までにその期日を公示さ

れ、又は告示された選挙については、なお従前の例による。

提案理由

国会議員の選挙等の執行経費の基準に関する法律の改正に伴い、投票所の投票管理者等の報酬を改めたいので提案する。

第 50 号議案

財産の取得について

下記のとおり財産を取得するものとする。

令和 7 年 6 月 16 日提出

舞鶴市長 鴨 田 秋 津

記

- 1 取得する財産(動産)
消防ポンプ自動車 1 台
- 2 取得の方法
指名競争入札
- 3 取得価格
47,960,000 円
- 4 取得の目的
車両の老朽化に伴う更新のため
- 5 取得の相手方
兵庫県朝来市和田山町玉置 461
有限会社西垣消防器具製作所
代表取締役 西垣 雅彰

提案理由

車両の老朽化に伴う更新のため、消防ポンプ自動車を取得したいので提案する。

参 考

議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例(昭和39年条例第13号) 抜 粋

(議会の議決に付すべき財産の取得又は処分)

第3条 地方自治法第96条第1項第8号の規定により議会の議決に付さなければならぬ財産の取得又は処分は、予定価格3,000万円以上の不動産又は動産の買入れ又は売払い(土地については、一件5,000平方メートル以上のものに係るものに限る。)とする。